

平成29年6月
第151号

かごしま市

中小企業のひろば

●編集と発行 鹿児島市産業振興部 雇用推進課
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL099-216-1325 FAX099-216-1303
<http://www.city.kagoshima.lg.jp>

この「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。



講話：北澤 豪 氏(サッカー元日本代表)
「熱き思いを大切に！」

「鹿児島市新就職者激励大会」

新社会人として力強い一歩を踏み出す若者たちを激励するために開催しました。(2ページもご覧ください。)



目次 CONTENTS

- 2 '17鹿児島市新就職者激励大会
- 3 労働関係助成金の割増、平成29年度労働保険年度更新手続きのお知らせ
外国人労働者問題啓発月間
- 4 業務改善助成金、改正育児・介護休業法
- 5 無期転換ルール、職場のパワーハラスメント、就業規則と36協定の届出
- 6 県よろず支援拠点、輸出チャレンジ支援事業、あなたのお店も免税店に！
- 7 市製造業アドバイザー派遣制度、市中小企業融資制度
- 8 メイドインかごしま支援事業、新産業創出研究会部会員募集
- 9 市企業立地促進補助金、設備投資に対する税の優遇措置
- 10 市創業スキル養成講座(基礎編)受講者募集！、環境管理事業所の認定申請、学習会の講師派遣
- 11 児童扶養手当、市安心安全アカデミー、市オープンデータの活用、第147回日商簿記検定試験
- 12 市中小企業U・Jターン人材確保支援金、食育推進支援員、慢性腎臓病(CKD)の予防について話を聞きますか？

'17鹿児島市新就職者激励大会

～未来は君が拓く～

新社会人を激励！ 決意も新たに！

3月29日、市勤労者交流センターで、市内の55事業所に就職した新社会人182人の門出を祝って「'17鹿児島市新就職者激励大会～未来は君が拓く～」が開催されました。

冒頭、主催者を代表して鹿児島市の松木園富雄前副市長が、「自ら選んだ仕事に誇りと情熱を持って、是非とも、若者ならではの柔軟な発想やチャレンジ精神、果敢な行動力で、それぞれの企業で大いに活躍され、ふるさと鹿児島のまちの明るい未来を切り拓く原動力となって頂きたい。」と参加者を激励しました。



松木園富雄前副市長

これに対し、新就職者を代表して、千々波美華さん（鹿児島サンロイヤルホテル）が「ここに集まった多くの新就職者のみなさんが一緒に頑張っていることを励みにしながら、一日も早く採用してくださった会社に、さらには、鹿児島の経済発展に貢献できるよう頑張っていきたい。」と誓いの言葉を述べました。

このあと参加者は、社会人としての心構えやビジネスマナーなどの研修を真剣な表情で受講していました。



新就職者代表（誓いのことば）千々波 美華さん

午後からは、北澤豪さん（元サッカー日本代表）による講演が行われました。北澤さんは「熱き思いを大切に！」と題して、仕事に対する向き合い方・考え方、チーム力や何事にも挑戦していくことの大切さなど、終始、参加者と触れ合いながら熱いメッセージを送りました。

参加者からは、「これから働いていく中での周囲の人との関わり方なども学ぶことが出来た。今回の講演の話のを忘れず、これから頑張っていきたい。」との声が聞かれました。



サッカー元日本代表 北澤 豪氏

生産性を向上させた企業は、労働関係助成金が割増されます！

～労働関係助成金における生産性要件の設定について～

- 基本的な考え方・・・今後労働力人口の減少が見込まれる中で、経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値（生産性）を高めていくことが不可欠です。
このため、企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額又は助成率を割増します。
- 対象助成金
雇用維持や障害者の雇用環境整備などを除いた労働関係助成金について、生産性が設定されます。以下の助成金等が対象となります。
 - ① キャリアアップ・人材育成関係の助成金
「キャリアアップ助成金」、「人材開発支援助成金」
 - ② 雇用環境の整備関係の助成金
「職場定着支援助成金」、「人事評価改善等助成金」、「建設労働者確保育成助成金」など

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局職業対策課 ☎099-219-5101

平成29年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

～6月1日(木)から7月10日(月)までは労働保険料の「年度更新」申告・納付期間です～

労働保険料申告書・納付書は、6月1日前後に送付しました。期間内の申告・納付をよろしくお願ひします。

- ◆申告書の郵送・電子申請による提出もご検討ください。
- ◆雇用保険法の一部改正により以下のとおり雇用保険料率が引き下げられ、平成29年度概算保険料から適用されます。
 - 一般の事業 11/1000⇒9/1000
 - 農林水産・清酒製造の事業 13/1000⇒11/1000
 - 建設の事業 14/1000⇒12/1000

平成23年度から、年度更新の審査業務が外部委託され、申告書の受付は、原則として記入漏れ等をチェックするだけの確認作業になります。

このため、申告書に記入誤り・漏れがないよう、自主的な記入・申告をお願いします。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 労働保険徴収室 適用係 ☎099-223-8276

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

事業主の皆様には、外国人がその能力を十分に発揮しながら、適切に就労できるようルールに則った適切な外国人雇用をお願いします。

- 「外国人労働者の雇用管理の改善点に関して事業主が適切に対処するための指針」により、特に以下の点にご留意ください。
 - 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
 - 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
 - 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
 - 安易な解雇はしていませんか？
 - 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届け出をしていますか？

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま 事業所第2部門 ☎099-250-6091

業務改善助成金のご案内

◆助成対象・・・事業場内最低賃金1,000円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります。

◆主な支給要件

(1) 事業実施計画を策定すること

①賃金引上計画 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる計画（就業規則等に規定）

②業務改善計画 生産性向上のための設備投資などの計画

(2) 引上げ後の賃金額を支払うこと

引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。

(3) 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと

ただし、①単なる経費削減のための経費 ②職場環境を改善するための経費 ③社会通念上当然に必要な経費は除きます。

(4) 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと ※その他、申請に当たって必要な書類があります。

◆助成額

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資などにかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します（1,000円未満端数切り捨て）。なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	30円以上	7/10※ <small>（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4※） ※生産性要件を満たした場合には3/4（4/5）</small>	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円

■お問い合わせ■ 鹿児島県最低賃金総合相談支援センター ☎0120-898-930
鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎223-8239

改正育児・介護休業法が平成29年10月1日から施行されます

保育園などに入所できないことを理由の離職防止、また、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めるため、法律が改正されました。

○最長2歳まで育児休業の再延長

原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入れられない場合などに限り、更に6か月（2歳まで）の再延長が可能 ※育児休業給付金の給付期間も2歳まで（詳細は最寄りのハローワークまで）

○子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、従業員やその配偶者が妊娠・出産したことなどを知った場合に、その従業員に個別に育児休業などに関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務が創設

○育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てる従業員が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設

詳細については、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

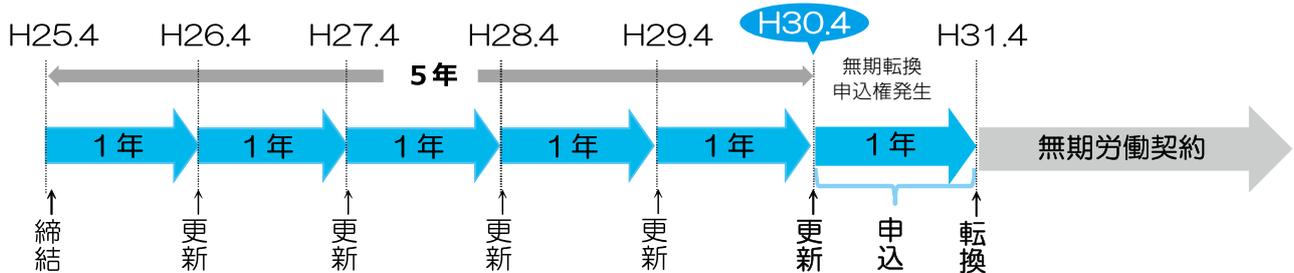
*厚生労働省ホームページ→<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



- ※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定が必要です。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか導入のポイントなどをご参照できます。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



■お問い合わせ■ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

職場のパワーハラスメントについて

◆職場のパワーハラスメントとは

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいいます。（例：「身体的・精神的な攻撃」、「無視」、「過大(過小)な要求」など）

◆職場のパワーハラスメントの予防・解決には、組織全体で対応して快適な職場環境の実現を目指しましょう。

ご活用ください！

厚生労働省のポータルサイト

「あがるい職場応援団」



<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

■お問い合わせ■
鹿児島労働局 雇用環境・均等室
☎099-223-8239

就業規則と36協定の届出はお済みですか

- ◎ あらかじめ就業規則を作成し、労働者が安心して働ける明るい職場をつくりましょう
労働時間や賃金をはじめ、労働者の労働条件や待遇の基準を明確に定めておくことが、労使間でのトラブル発生防止につながります。
- ◎ 常時10人以上の労働者を使用する事業場については、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません
変更した場合も同様です。
- ◎ 36協定を締結し、時間外・休日労働の管理を！
長時間の労働は、労働者の働く意欲を低下させるだけでなく、脳・心臓疾患や精神の不調等をもたらす原因になる場合もあります。
法定時間外労働・休日労働を行わせる場合は事前に労使間で「時間外・休日労働協定」（36協定）を締結して、所轄労働基準監督署長へ届け出ましょう。

■お問い合わせ■
鹿児島労働局 監督課
☎099-223-8239

無料**売上拡大や経営改善等の課題解決を支援します！****鹿児島県よろず支援拠点(中小企業・小規模事業者のための経営相談所)**

「よろず支援拠点」では、各専門分野のコーディネーターが、中小企業・小規模事業者の経営のご相談に応じています。相談は何度でも無料で、成果が出るまでサポート致します。まずはお気軽にお電話ください。



チーフコーディネーター
株式会社パッチワーク代表
加藤 剛
創業
海外展開
マーケティング



サブチーフ
コーディネーター
山之江清子
経営革新
経営改善
資金計画



南洲総合研究所代表
向江 隆行
販路開拓
事業計画策定
IT・EC活用



㈱トゥ・ウィン
堂免 正志
資金計画・経営改善
事業計画策定



(合) ゆめりあ
武田 清隆
販路開拓
販売促進



Hero's Design 代表
松田 貴志
デザイン・イラスト
写真・書・POP



バンビーナ代表
小平田 貴子
店舗ディスプレイ
レイアウト改善



創企堂
新地 美沙
デザイン
ブランディング
POP

相談受付	日 時	場 所
平 日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	産業会館 1 階よろず 支援拠点
夜 間 相談会	毎週水曜日 午後 5 時～8 時	
土 曜 相談会	毎月第 4 土曜日 午後 1 時～5 時	アイムビル 4 階会議室

■相談申し込み・お問い合わせ■

鹿児島県よろず支援拠点
(かごしま産業支援センター)
☎099-219-3740

HP : <http://www.kric.or.jp/yorozu/>

輸出チャレンジ支援事業

市内中小企業者の海外販路拡大を促進するため、海外で開催される日本貿易振興機構等の主催、共催又は後援する合同展示会等への出展に要する経費（出展料、渡航費など）の一部を助成します。

- 対象者 市税を完納し、市内に主たる事業所がある中小企業者など
- 助成額 出展経費の1/2以内
※上限 1～3年度目20万円、4～5年度目10万円
- 申請方法 所定の申請用紙に必要書類を添えて提出。随時受け付けています。
※申請用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

■お申し込み・お問い合わせ■ 市産業政策課 ☎099-216-1318

あなたのお店も免税店に！

外国人旅行者向け消費税免税制度を活用し、ビジネスチャンスを広げましょう。

外国人旅行者等の非居住者に対して、一定の方法で物品を販売する場合、その販売に係る消費税が免除される消費税免税店制度があります。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

■お問い合わせ■

九州運輸局 観光企画課

☎092-472-2330

九州経済産業局 流通・サービス産業課

☎092-482-5455

HP : http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/m_kankou.html

鹿児島市 製造業アドバイザー派遣制度のご案内

市では、経営改善やホームページの作成等について指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。様々な分野の経験豊富なアドバイザーが揃っていますので、どうぞお気軽にご利用ください。

- ◆対象 市内の製造業者及び製造業グループ
- ◆費用 無料
- ◆指導回数 1企業につき年3回まで（1回の時間は3時間以内）
※グループは年1回まで
- ◆指導方法 アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。
企業の秘密は固く守ります。

参考事例

- ・ホームページを立ち上げて、ネット販売を開始
- ・商品のパッケージデザインを作成
- ・魅力的な商品展示を行いたい
- ・商談会に出展したいが準備はどのようにしたらよいか 等

◇制度の仕組み◇



※アドバイザーについては、事前に協議を行い相談内容に応じた専門家を派遣します。

■お問い合わせ・お申し込み■
市産業支援課ものづくり係
☎099-216-1323

平成29年度から さらに
利用しやすい制度になりました！

鹿児島市中小企業融資制度

市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者（創業支援資金を除く）に対し、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けて信用保証料の補助を行っています。

■融資利率の引き下げ、創業支援資金の要件緩和・融資対象者の拡大(変更部分は下線部)

	産業振興資金	新事業展開支援資金	創業支援資金
利用者	事業の振興や経営改善を図る方 融資期間に3年超5年以内と5年超7年以内の区分を設けました。	①事業転換や多角化を行う方 ②新規雇用を伴う事業拡大を行う方 ③「新産業創出研究会部会」の参加者 ④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者	市内で新たに事業を開始する方 ○自己資金要件の廃止 ○市内での事業経験がなく、市外で新規に事業を開始してから5年未満で、全事業所を市内に移転する方を融資対象に追加
融資限度額	3,000万円	①1,200万円 ②～④3,000万円	1,000万円(運転資金は700万円以内)
融資期間	運転：7年以内(1年据置含) 設備：10年以内(1年据置含)	運転：7年以内(1年据置含) 設備：10年以内(1年6月据置含)	
融資利率	<u>年1.8%～2.4%</u>	<u>年1.75%～2.35%</u>	
保証料率	年0.45%～1.90%		
保証料補助	運転 1/2 (上限 保証料率年0.6%相当額) 設備 2/3 (上限 保証料率年0.8%相当額)	①② 2/3 ※市主催のセミナー等の修了者は3/4 ③ 3/4 ④ 4/5	2/3 ※市主催のセミナー等の修了者は3/4
連帯保証人	信用保証協会の定めるところによる		

■お問い合わせ■
市産業支援課金融係 ☎099-216-1324
または 右記の取扱金融機関

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫

経営力強化、新製品開発、販路拡大に
取り組む中小企業を募集します！

「メイドインかごしま」支援事業

市税の滞納がない市内の中小企業者かそのグループ等が、以下の取組を行う場合、その経費の一部を助成します。

	①経営力強化事業	②新製品等支援事業		③販路拡大支援事業
		a 新製品等開発支援事業	b 新商品販路開拓支援事業	
支援内容	企業や大学等との連携、知的財産権等の取得、人材育成並びに事業革新等支援	新製品、新技術の開発及び既存製品・技術の改良等の支援	商品後3年以内の新商品の見本市等への出展や広告宣伝等に係る支援	商談会や物産展などへの出展、商談会などの開催支援
助成内容	要する経費の1/2を補助（1件あたり20万円以内）	要する経費の1/2を補助（1件あたり20万円以内）	要する経費の1/2を補助（1商品あたり30万円以内）	要する経費の1/2を補助（1件あたり中小企業者は10万円以内、中小企業グループなどは50万円以内）
募集時期	随時募集を行っています。			

■お申し込み・お問い合わせ■ ※応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。
市産業支援課 ☎099-216-1323 FAX099-216-1303
E-mail : san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

「新産業創出研究会 部会員募集」

目的	市では、本市の将来を牽引する新たな産業を創出するため、多様な民間事業者で構成する「健康部会」・「新事業展開部会」を設置し、部会員に対し、企業間・産学間のマッチング、専門家等によるサポート、補助金の交付等を通じた支援をしています。
対象者	市内で、次のいずれかに取り組んでいる方 ・健康寿命延伸に寄与するヘルスケアビジネス ・異業種連携等の「かけ算」による「環境分野」・「健康分野」・「食分野」での新たな事業展開
参加費 (会費)	無料
申込先	部会員は、随時募集しております。市ホームページからエントリーシートをダウンロードのうえ、メール又はFAXにより、市産業創出課までお申し込みください。 E-mail : san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp FAX : 099-216-1303 TEL:099-216-1319
ホームページ	部会員の一覧、「健康部会」・「新事業展開部会」の活動実績及び各種支援メニューについては、市ホームページをご参照ください。 https://www.city.kagoshima.lg.jp/sangyo/shokogyo/shinsangyo/index.html (検索手順) ホーム > 産業・ビジネス > 商工業 > 新産業（フードビジネス・健康サービス産業など）創出支援

増設、新設をご検討の皆様、ぜひご活用を！

鹿児島市企業立地促進補助金

市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。

☆平成29年4月1日より交付要件を変更！

新規雇用者数の対象をかごしま連携中枢都市圏※の構成市民に拡大。ただし、その過半数は本市の市民であることが条件になります。※鹿児島市、日置市、始良市、いちき串木野市の4市で構成。

【補助制度の概要】 ※詳しくはお問い合わせください。

対象業種等	要件	補助限度額
(1) 製造業	①新規雇用者が11人以上	①6,000万円
	②新規雇用者が30人以上で設備投資が10億円以上	②6億円
(2) 情報通信関係、 デザイン・コンテンツ業	①新規雇用者が6人以上(デザイン・コンテンツ業は3人以上)	①6,000万円
	②新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	②3億円
(3) コールセンター ・事務処理センター	新規雇用者が30人以上(中心市街地に立地する場合は11人以上)	3億円
(4) 本社機能 (企業の調査・企画・管理等の部門、研究所、研修所など)	新規雇用者が10人以上(中小企業は5人以上)	3億円

(1)～(4)の共通要件 ・事業用の新たな用地等を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること
・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること

■お問い合わせ■ 市産業創出課 ☎099-216-1314

設備投資に対する税の優遇措置について（ご案内）

下記の地域等において施設や工場、設備等の新增設を行い、一定の要件を満たす場合、税の優遇措置が適用されます。適用されるためには、着工前に県や市の認定、指定等を受ける必要があります。

☆要件など詳しくは、下記のお問い合わせ先にお早めにご相談ください。

地域	対象業種等	主な税の優遇措置
半島振興対策実施地域 【桜島地域、喜入地域、松元地域、郡山地域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等(コールセンター含む)	所得税、法人税の割増償却(税務申告前に要相談)、不動産取得税、事業税、固定資産税の不均一課税
過疎地域 【桜島地域(旧桜島町)】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業	所得税、法人税の特別償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の課税免除
地方活力向上地域 【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】	本社機能(企業の調査・企画・管理等の部門、研究所・研修所など)	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の不均一課税
集積区域 【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】	製造業、情報通信業、コールセンター、 運輸業、卸売業、自然科学研究所(注)	不動産取得税、固定資産税の課税免除

(注)鹿児島県本土地域産業活性化計画に定める分野(自動車関連、電子関連、食品関連、情報通信関連、環境・エネルギー関連、健康・医療関連、バイオ関連)に限ります。

お問い合わせ

対象業種	窓口	電話番号	対象業種	窓口	電話番号
半島振興対策実施地域 過疎地域	情報サービス業等 製造業 (立地協定締結企業)	産業創出課 216-1314	農林水産物等 販売業	桜島農林事務所	293-2349
				東桜島農林事務所	221-3369
	上記以外製造業 旅館業	産業支援課 216-1323 216-1322		喜入農林事務所	345-3761
				松元農林事務所	278-5429
地方活力向上地域 集積区域	—	産業創出課 216-1314	郡山農林事務所	298-4861	

鹿児島市創業スキル養成講座（基礎編）受講者募集！

目的	創業に関する基礎知識・ノウハウの習得を目指します。			
対象者	市内で創業を考えている方（会社員、学生、主婦等）、創業間もない事業者			
開催日時 内容	全7回シリーズで実施します。時間： <u>全回18時30分～20時30分</u> ①創業カフェ 6月28日（水）※養成講座に先立ち、起業家によるトークセッション及び交流会の開催 ②創業スキル養成講座（基礎編） 7月5日（水）「ビジネスプラン（事業計画書）作成」 7月12日（水）「マーケティング戦略の基礎知識」 7月19日（水）「プロモーションの基礎知識」 7月26日（水）「人事・労務に関する基礎知識」 8月2日（水）「会社設立のポイント、起業に必要な会計・税務の基礎知識」 8月9日（水）「知って得する！創業支援制度、資金調達」			
講師	税理士、社会保険労務士 等			
場所	ソーホーかごしま会議室（市役所みなと大通り別館6階）	受講料	無料	定員 50名程度
支援措置	一定の要件を満たす場合、「創業支援事業計画」に基づき、「株式会社設立にかかる登録免許税の軽減」及び「信用保証枠の拡大」の支援措置が受けられます。			
申込み 問い合わせ先	Eメールで、住所、氏名、事業所名（学校名）、電話番号、受講理由を各講座開催日の3日前までに市インキュベーション・マネージャー（im2-y@sp-kagoshima.com）へ ■お問い合わせ■ 市産業創出課 ☎099-216-1319			

※実践編は、秋に開催予定です。詳細は改めてお知らせします。

経費節減や社会的評価の向上も期待できます！

環境管理事業所

○「環境管理事業所」の29年度の認定申請を募集しています！

環境に配慮した事業活動に取り組みやすい仕組みとして、市が設けている認定制度です。電気使用料等の削減目標を決めて、自己評価を行う無料で簡単なシステムです。

○認定されると

- ・太陽光発電システムの認定補助金の交付
- ・LED照明等設置補助金の交付
- ・中小企業向け環境配慮促進尾資金の融資

〔認定申請の受付〕

期 間：10月2日（月）まで

必要書類：市ホームページからダウンロードできます。

詳細は下記にお問い合わせください。



■お問い合わせ・申請書類の提出■
市環境保全課（市役所みなと大通り別館4階）
☎099-216-1298

学習会に講師を派遣します！

団体やグループで、男女共同参画に関するテーマで研修や学習会を開くときなどにご利用ください。

《テーマ》

セクハラ、パワハラ、ワーク・ライフ・バランス、これからの女性と男性の生き方、育児・子育てを語ろう！、高齢期をイキイキと過ごすために など

【対象】市内にお住まいかお勤めの概ね20人以上の参加者によって開催される学習会や研修会（営利、宗教、政治的な活動を目的とするものは除く。）

【講師】講師予定者の中からテーマにあった講師を派遣します。

【経費】講師への謝金は市が予算の範囲内で負担します。

【申込み】実施日の10日以上前に申請書を提出してください。

■お問い合わせ■
市男女共同参画センター
☎099-813-0852

ひとり親家庭の方には児童扶養手当が支給されます

離婚や死別などによる母子家庭や父子家庭などの方には児童扶養手当が支給されます。

- ◇支給対象：父又は母がいないか、父又は母が重度障害である児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある人又は中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育している方
- ◇支給制限：所得が所得制限限度額以上のとき、児童が施設に入所している時等は支給されません。
- ◇支給額：月額42,290円～9,980円
（2人目9,990～5,000円、3人目以降5,990～3,000円加算）

■ご相談・お問い合わせ■ 市こども福祉課家庭福祉係 ☎099-216-1260

平成29年度 鹿児島市安心安全アカデミーの開催及び受講生の募集について

市では、地域の自主的な防犯、事故防止等の活動を推進するリーダーを育成するため「安心安全アカデミー」を開催します。市内にお住まいの方・お勤めの方であれば、誰でも受講できます。

- 【講座内容】 ①防犯・事故防止基礎コース：犯罪、事故の発生状況と取組み、救命救急、不審者対応 など
②防災基礎コース：自然災害の発生状況と取組み、災害時の対応 など
※防災基礎コースの修了者は、日本防災士機構が実施する「防災士」の資格取得試験の受験資格が得られます。

【募集人員】：各50人（超えた場合抽選） 【受講回数】：8回（1回当たり2時間程度）

【受講料】：無料 【日程（予定）】：平成29年8月～平成30年1月

【会場（予定）】：かごしま市民福祉プラザ5階会議室（山下町15-1）他

■お問い合わせ■ 市安心安全課 ☎099-216-1209

鹿児島市オープンデータをご活用ください！

☆市ホームページで、以下のデータを公開しています。

- (1) 地図情報データ（航空写真データ、地形図データ）
- (2) 施設情報データ（公共施設位置情報など）
- (3) 生活情報データ（AED設置施設や市電・市バス停留所の位置情報など）
- (4) 防災情報データ（避難所位置情報など）
- (5) 観光情報データ（観光施設等位置情報・画像データ）
- (6) 各種調査結果（道路交通量調査など）

市民生活に便利なサービス（スマホ用アプリなど）の開発などを期待！！

利用は無料です。ぜひ、ご活用ください。詳しくは【鹿児島市オープンデータ】で検索を。

■お問い合わせ■ 市情報システム課 ☎099-216-1115

第147回日商簿記検定試験のご案内

簿記は、企業の経営活動を記録・計算・整理して、企業の経営成績と財政状態を明らかにする技能です。また、企業の活動を適切、かつ正確に情報公開するとともに、経営管理能力を身につけるために、必須の知識です。

【試験日】11月19日（日） 【申込期間】9月11日（月）～10月20日（金）

【受験料】1級：7,710円 2級：4,630円 3級：2,800円

※インターネット申し込みの場合は、ネット受付事務手数料が別途必要です。

【申込方法】鹿児島商工会議所13階窓口へ受験料をご持参いただくか、鹿児島商工会議所のホームページからお申し込みください。

※窓口受付：平日の8:30～17:00

※インターネット受付：24時間対応 <http://www.kagoshima-cci.or.jp/?p=30>



■お問い合わせ■ 鹿児島商工会議所会員サービス部

東千石町1-38 アイム13階 ☎225-9522 Email kaiinka@gamma.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.kagoshima-cci.or.jp/>

鹿児島商工会議所簿記検定

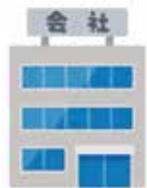
検索

あなたの会社・事業所の人材確保を応援します！ 鹿児島市中小企業U I Jターン人材確保支援金

市では、中小企業のU I Jターンによる人材の確保を支援するため、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業所に対して、参加負担金や旅費などの一部を助成します。

対象者	雇用保険の適用事業所であり、納期の到来している市税を完納している、市内に主たる事業所を有する市内の中小企業者等（個人事業主や社会福祉法人、事業協同組合等を含む。）
補助対象内容	参加負担金、旅費等の合同企業説明会等参加に係る経費
補助率	1/2（同一の事業所について、同一年度につき10万円を上限）
申請方法	申請は随時受付、所定の申請用紙に必要な書類を添付し下記お問い合わせ先まで提出。 ※申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。 http://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/uijta-nzinzaisienkin.html

市内の中小企業者等



「人材が欲しい」
「人が足りない」

従業員等を派遣

(必要経費)

- ・参加負担金
- ・会場使用料
- ・従業員の旅費、宿泊費 など



県内出身の
大学等の卒業予定者、
転職希望者などに
市内での就職を
勧誘

県外での合同企業説明会

助成

■お問い合わせ■ 市雇用推進課 ☎099-216-1325

現場での健康づくりのためにご活用ください

食育推進支援員を派遣します

市食育推進支援員（食育に関する専門的な知識及び経験を有する者）が職場などへ出向いて、食育に関する支援・情報提供を行います。社内の研修などでぜひご活用ください。

【対象】 市内に住所のある事業所（営利、宗教、政治的な活動を目的とするものなどは除く）

【講座内容】（例）・栄養バランスのよい食事 ・朝食の大切さ ・郷土料理
・健康な身体を保つための食生活 ・野菜作りのポイント など

【経費】 支援員の謝金は市が負担します。交通費、資料印刷代などは実費負担です。

※詳しくは、鹿児島市食育推進サイト「みんなの食育」をご覧ください。
⇒<http://www.city.kagoshima.lg.jp/syokuiku/index.html>



慢性腎臓病（CKD）の予防について話を聞きますか？

CKDは、自覚症状のないまま、徐々に腎機能が低下していく病気です。日本では、成人の8人に1人がCKDの疑いがあるとされており、重くなると、人工透析や腎臓移植が必要になります。

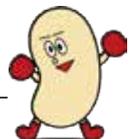
鹿児島市では、CKDの重症化を予防するために、特定健診などで腎機能の低下がみられた方に、CKD登録医と腎臓診療医との連携により適切な医療を受けていただくための医療ネットワークを運用しています。

【対象】 市内に住所のある事業所

【講座内容】 「あなたの腎臓大丈夫？CKD予防ネットワークで慢性腎臓病を防ごう！」

【経費】 無料

CKD予防イメージキャラクター
「じんちゃん」



■お問い合わせ■ 市保健政策課 ☎099-803-6861